

指定宿泊及び保養等施設利用票申請窓口の変更概要
(平成19年4月1日以降)

事業名	事業内容	利用方法	
		変更前(～⑩)	変更後(⑱～)
指定宿泊施設利用 助成事業	<p>組合員及び被扶養者が保養又はレクリエーションを目的に、公立学校共済組合直営施設等を利用する場合に助成します。</p> <p>○助成額 1人1泊2,000円 (ルビノ堀川 3,000円) (うらしま荘 2,500円)</p> <p>○公務出張の場合は利用不可</p> <p>○年間3回を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルビノ京都堀川 ・うらしま荘 無制限利用 ・京都教育文化センター <p>○連泊は2泊を1回とみなす。</p> <p>○被扶養者は小学生以上とする。</p>	<p>契約施設に事前予約の上、利用日までに公立学校共済組合京都支部へ所属所を経由して利用券の交付を申し出る。</p>	<p>契約施設に事前予約の上、利用日までに各所属所へ利用票の交付を申し出る。</p>
保養等施設利用助成事業	<p>組合員及び被扶養者が、保養又はレクリエーションを目的に、支部が契約する京都府内の民宿等を利用する場合に助成します。</p> <p>○助成額 1人1泊2,000円</p> <p>○公務出張の場合は利用不可</p> <p>○年間2泊を限度とする。</p> <p>○被扶養者は小学生以上とする。</p>	<p>契約施設に事前予約の上、利用日までに公立学校共済組合京都支部へ所属所を経由して利用券の交付を申し出る。</p>	<p>契約施設に事前予約の上、利用日までに各所属所へ利用票の交付を申し出る。</p>